

平成 2 1 年第 1 回美祢市議会定例会会議録（その 3）

平成 2 1 年 3 月 3 日（火曜日）

1．出席議員

1 番	馬屋原 眞 一	2 番	岡 山 隆
3 番	有 道 典 広	4 番	高 木 法 生
5 番	萬 代 泰 生	6 番	三 好 睦 子
7 番	山 中 佳 子	8 番	岩 本 明 央
9 番	下 井 克 己	1 0 番	河 本 芳 久
1 1 番	西 岡 晃	1 2 番	荒 山 光 広
1 3 番	柴 崎 修一郎	1 4 番	田 邊 諄 祐
1 5 番	山 本 昌 二	1 6 番	布 施 文 子
1 7 番	佐々木 隆 義	1 8 番	原 田 茂
1 9 番	村 上 健 二	2 0 番	大 中 宏
2 1 番	南 口 彰 夫	2 2 番	安 富 法 明
2 3 番	徳 並 伍 朗	2 4 番	竹 岡 昌 治
2 5 番	河 村 淳	2 6 番	秋 山 哲 朗

2．欠席議員

な し

3．出席した事務局職員

事 務 局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4．説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総 務 部 次 長	田 辺 剛
総合政策部長	兼 重 勇	市民福祉部長	阿 野 繁 治
病院事業局長	藤 澤 和 昭	建設経済部長	伊 藤 康 文
総合観光部長	山 縣 博 行	総 務 部 長	羽 根 秀 実
総合政策部長	佐々木 郁 夫	総 務 課 長	山 本 勉
企画政策課長	篠 田 清 実	総 務 課 長	山 根 和 彦
総合観光部長		総 務 課 長	
観光振興課長		市 民 課 長	

市 民 福 祉 部
高 齡 障 害 課
教 育 委 員 長
事 務 局 長
美 東 所 長
支 所 長
上 下 水 道 課 長
監 査 委 員 長
事 務 局 長
農 業 委 員 長
事 務 局 長
教 育 委 員 長
文 化 財 保 護 課 長

山 田 悦 子
國 舛 八千雄
坂 本 文 男
矢 田 部 繁 範
井 上 眞 智 子
古 屋 安 生
池 田 善 文

教 育 長
消 防 長
秋 芳 總 合 長
支 所 長
代 表 監 査 委 員
会 計 管 理 者
教 育 委 員 会 長
学 校 教 育 課 長
總 合 政 策 部 長
地 域 情 報 課 長

福 田 徳 郎
金 子 正 治
小 田 村 治 久
三 好 輝 廣
久 保 毅
田 中 円 城
古 屋 勝 美

5 . 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

- 1 河 本 芳 久
- 2 三 好 睦 子
- 3 山 中 佳 子
- 4 岩 本 明 央

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前 10 時 00 分開議

- 副議長（河村 淳君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。議長が所用のため、席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力のほどいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

- 事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第 3 号）、以上 1 件でございます。

御報告を終わります。

- 副議長（河村 淳君） 本日の議事日程は、お手元に配付しております。日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において山本昌二議員、布施文子議員を指名いたします。

日程第 2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。河本芳久議員。

〔河本芳久君 登壇〕

- 10 番（河本芳久君） 明政会所属の河本でございます。一般質問発言通告に基づき、これから一般質問を行います。

さて、本議会定例会の開会に当たり、村田市長は平成 21 年度の施政方針を発表され、また定数議案に対する提案説明も行われました。この中で、本市は、今は厳しい財政状況ではあるが、将来発展の道筋を築いていくための予算編成に努めた。要は、財政の健全化、まちづくりの基礎、建設のために努めていくとそういう決意を述べられております。そのために将来発展の道しるべをつくるべき予算編成の中で、重点課題を明確にし、重要施策を掲げ、予算配分の重点化を図ったとこう説明されております。

また、市民が主役である市政を目指し、市民の声を最大限に反映をしていくこと、新市の一体感の醸成をはかること、すなわち合併効果が実感できるまちづくり、合併に少しでも市民が満足感を覚えるまちづくり、これを新市運営の指針にしておら

れますが、私もこの姿勢には大いに賛同するところでございます。

また、限られた予算の効率的な執行にも努めるよう配慮されていますが、その市長の初心の姿はいつまでも堅持し、市政運営に当たっていただきたいと願っているところでございます。

ところで、質問の第1点は、道路網の整備について市長のお考えをお伺いします。

中山間地域にある本市にとって、道路網の整備は住民の一番関心のある事業でございます。道路は日常生活、経済活動に欠くことのできない社会資本です。合併のとき、策定された新市基本計画によると、観光を意識した地域の一体性を評価する体系的な道路網の整備、新市北部地域の一体感を醸成する道路網の整備は取り上げられております。

要するに、新市の一体性の確保に配慮しながら、国道、県道、市道の快適な整備、改良計画は立てられております。特に、秋芳北部地域の住民の長年の要望であります県道銭屋美祢線の整備事業、また嘉万秋吉間の瀬戸地域の歩道整備事業の促進について、市長としてどのように対応されているかお伺いしたいと思います。関係住民は非常に関心を持っております。市長の誠意ある対応をお願いします。

また、市道の改良、舗装並びに過疎地区の路肩の草刈りについても、その対応の現状とこれからの取り組みについてお伺いします。

市道の改良については、過疎自立促進計画に既に取り上げられておりますが、この事業に乗れない、いわば市単独で取り組まなくてはならない事業についてお伺いします。というのは、合併前の各市町の対応については、いろいろな事情で改良率や舗装率にかなりの格差があるのが現状ではないかと理解しております。例えば、30戸余りの大きい集落でも消防自動車や救急車が入りにくいとか、県道や国道に面しておりながら、市道がとても狭いため、迂回してその集落に進入せざるを得ない市道もございます。総合支所を通じてその実態を把握され、計画的に改善されますよう要望いたします。

また、過疎地区の集落の中には、市道の路肩の草刈りができない実態があります。病気や高齢者、地区住民でもう既に草刈りができない。年一、二回、市が草刈りを実施しているところも何箇所かあることを伺っておりますが、このような地区が年々増加するのではないかと危惧しているところでございます。高齢者が心配せずに、安心して暮らせるような対応をお願いしたいと思います。

このことについては、昨日、河川や道路の法面等の草刈りについて御質問があり、それについて回答がございましたので、ほぼその回答については満足しているところでございますが、補足するところがあれば、この面についてもよろしく願いいたします。

次に、老朽化した秋吉台科学博物館の改築問題について質問をいたします。

昭和31年に秋吉台が岩国の米軍基地とのかかわりでアメリカ海軍航空部隊の爆撃演習場に指定されました。これに対して、山口県や美東、秋芳初め、町民一丸となって、また全国の学者も立ち上がり、激しい反対運動が起こりました。私もそのときをよく覚えており、また参加もいたしました。

その結果、秋吉台は学術上極めて重要というから、演習場が取りやめられ保護されることになりました。このような背景をもとに、秋吉台科学博物館は昭和34年に町営として秋吉台の学術研究、学術価値の普及活動、文化財としての秋吉台の保全、こういったことを目的に開館しております。それが既に50年余り経過し、展示スペースや講義室等も極めて狭隘で老朽化が激しい今の現状は、改築を待たれているというところでございます。

また、この博物館を利用している人は、ここ4年間の平均を見ますと、約4万8,000人余りの入館者がございます。特に、小・中学校の修学旅行や研修団体による体験学習がここの活用の特色として上げられます。

また、学術研究の分野では、地質学を初め、いわゆる日本列島の生い立ちを知る貴重な資料、そういった面の研究、古生物、大陸と日本列島が陸続きにあった。大陸がやってきた。古生物等の化石もたくさん洞窟から発見されております。また、生物学的に研究も多くされ、この成果は全世界的にも評価されております。

すなわち、秋吉台の学術研究のみならず、研究の成果の教育普及や文化財保護、さらには、観光客には知的要求を満たす場として活用されております。これから観光立地として本市が発展するためには、学術観光の拠点として、この活躍が期待されているところでございます。市長として博物館の果たしている役割や、新しい博物館の建設について、どのようにお考えであるかお伺いいたします。

また、教育長には、この博物館を管理運営されている立場から、秋吉台の文化財としての保護、これも博物館の任務の一つになっているようでございます。また膨大な収蔵物もございますが、展示スペースが非常に狭いということで活用されてお

りません。また、美祢市には、歴史民俗資料館、化石館等の収蔵物も大変貴重なものがございます。こういったものの一体的な活用ということについて、どう考えておられるか教育長に御答弁をお願いいたします。

さて、教育問題について２点ほど教育長にお尋ねいたします。

まず第１点は、小・中学校では２００９年度から新しい学習指導要領の一部が前倒しで実施されることになっております。この対応についてお尋ねします。

学校では、児童・生徒の発達段階に応じ、教科や外国語等の学習すべき内容やその時間数を規定した学習指導要領というのがございます。この指導要領は２０年置きに、時代の変化とともに改訂されております。

平成２０年３月に新しい学習指導要領が告示され、この２１年度から２年間の移行期間を経て、２３年度から完全に学校は大きく変わっていくわけです。そのための準備期間として、今どのような対応をされているかということ。

特に、今回の改訂は、学習時間が増加したということ、ゆとりと充実というような形で、かつての授業実数が大幅に削減された前回の教育課程に対して、今回は授業実数がまた大幅に増加したと、特に、学力の水準の向上、すなわち学力を高めるための教育の改善、また小学校５、６年生に外国語の必修化、これが求められるようになりました。

また、家庭と連携しながら児童の学習習慣の確立、いわゆる自分から家庭でどこでも学習ができるそういう体制づくり、子供の力をつけていく。こういうことが教育課程編成に明示されております。

この教育課程実施に当たって、教材備品やまた小規模校の多い本市においては、交流学習によって新しい学力観を培うための活動が展開されることと思いますが、そういう予算措置は十分なされているかどうか、また英語指導に関する指導者、これは担任が英語指導をやりなさいと言っても、これは大変な時間的な、またかなりの先生に指導力が求められますが、そういう指導者の覚悟はどうなっておるか、ここ２年間あたりでそういう実験校を本市にも今指定されているように伺っていますが、そういう指導者の確保のために、全小学校に対してはどのような対応をされているのか、また学力の向上、子供の学力を高める対応はどのようなになっているか、このことについてもプロジェクトチームをつくって対応するという予算には計上されていますが、その中身がどのようなになっているか、こういったこともお尋ねいた

します。

なお、小規模校の多い本市の実態に基づく対応、今後の家庭学習に求められるものは何か、このあたりのことについても教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

また、厳しい財政状況にあることは十分市民も認識しておりますが、人づくりは市政の重要な柱です。市長も教育予算には十分配慮していただきたい。

次に、県の教育庁の出先機関であります教育事務所が完全に廃止されます。これに伴う諸問題について教育長にお伺いします。

昭和23年から始まった教育事務所が60年余りの歴史の幕をこのたび閉じることになります。必要があって今日まで存続してきたのですが、果たしてその役割が終えることができたのでしょうか。

県の広域指導体制や市町村教育委員会とのまたその相互の連携に支障は生じていないかという問題がある。大きい市は十分対応しますが、小さな市町村は独自で、今まで県が出先機関として役割を担った仕事が、独自に十分円滑にできるかどうか、その点を教育長にお尋ねしたいと思います。

発足時には、県下10カ所に配置されていた教育事務所が、昭和57年に7つの教育事務所に削減されました。美祢管内では秋吉に美祢教育事務所が出発ともに設置され、美祢郡この一体の教育がこの事務所を通じて行われておりました。ところが、この57年度の廃止によって、美東町と秋芳町は防府教育事務所、美祢市は厚狭教育事務所に統合され、その時点から、教育における美祢の一体感はとても保てる状況にはなっておりませんでした。いわゆる一体感の連携は弱くなってきた。

特に、教職員の人事異動の交流には非常な障害が出てきたのではなかろうか、これは障害と取られるかどうかは別にして。秋芳、美東は山口との交流、美祢市は宇部市や山陽小野田市との交流、この移動が定着してまいっております。例えば、社会教育で、子供会の交流研修では、教育事務所を単位に事業が実施してこられました。そのため美祢郡と美祢市の交流は途絶えておりました。

このたび新市の子供会組織が統合され、美祢市の一体感が取り戻されるようになったわけですが、他の民間団体においては、まだそのような連携はあまり聞いておりません。

行政組織のつながりのある組織については、既に一本化されてきておりますが、かなり時間がかかると思います。特に、単独の市町で行事ができない。こういった

面については、隣接市町の連携によって、いろいろな学校教育の特に社会教育では行事が行われておりました。

また、教職員の人事問題についても、やはり美祢市出身者の教職員が少ないがために、隣接の市町の応援、どこの出身というのは問題にするわけではございませんが、そういう人事交流における市内の一体感についてもかなりまだ課題が残っているんじゃないだろうか、そういう思いを持っています。以上の点について教育長から御答弁をお願いします。

以上をもちまして私の壇上での一般質問を終わります。

〔河本芳久君 発言席に着く〕

○副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 河本議員の御質問にお答えをいたします。

新市の一体感をつくる道路網の整備、対応についてのお尋ねのうち、県道銭屋美祢線道路整備事業についてであります。

この路線は美東地域に始まり、秋芳北部地区から美祢地域へと、現在の美祢市北部地区を横断する主要ルートであります。

また、大雨災害時等に県道美東秋芳西寺線の瀬戸地区が通行止めとなったときは、唯一の迂回路となることから、この路線の道路整備については、関係地区、住民はもとより周辺地区を含めた懸案事項であります。山口県予算に対する要望において、また山口県美祢土木事務所、美祢市合同協議会等においても早期の改修を積極的に要望しているところであります。

こうした地元の要望を受けまして、美祢土木事務所では、昨年度及び今年度に秋芳町別府大日から流田間において用地買収及び工事に着手をされたところであります。

次に、秋吉嘉万間の瀬戸地区の歩道整備事業に係る件であります。この間の歩道設置については、昨年度及び今年度の緊急道路整備事業において設置工事を実施しております。

また美祢土木事務所によると、この間にかかる平野橋への歩道橋設置の詳細設計が完了したとのことであります。この区間は美祢高生徒の通学路でもあり、大水峠トンネル開通以降は、著しく通行車両が増加をしていることから、交通安全確保の

ため、土木行政会議等あらゆる機会を通じまして、早期改修を要望してまいったところであります。

次に、市道の改良、舗装についてであります。市道は現在 1,084 路線で、延長が 646 キロメートルあり、これも昨日も申しましたが、道路改良率は 62.9%、舗装率は 84.6% であります。平成 20 年度においても過去より継続しています事業も含め、13 路線の道路整備事業を実施をしております。御存知のとおり、厳しい財政状況下、道路整備進捗は低下をしているのが現状であり、今後とも各地域の調整を図りながらも私も施政方針でお示しを示したとおり、新市の一体感の醸成に資するため、体系的な道路網の整備に継続的に取り組んでまいります。

また、市民の方々の生活環境に直接影響ある道路維持的な内容についても、限られた予算で最大限の効果が上がるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、過疎地区の路肩の草刈りについては、昨日の一般質問での答弁と重複いたしますけれども、その支援策を全市一元的に整備をしていく必要があるということ、その際、重要なことは、住民によるべきことは住民の手で、自治・協働の精神を基調とするということは昨日も申し上げたとおりでございます。

しかしながら、いわゆる限界集落等過疎化や高齢化のため地域の集落機能が低下している場合は、特別な支援も考慮するという事など、メリハリの効いた支援策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

第 2 の御質問、老朽化している秋吉台科学博物館の改築についてのうち、2 点目の学術拠点整備並びに観光振興計画に基づく、新博物館の建設に係るお尋ねについて、私の方より先にお答えをいたしたいと思えます。

秋吉台科学博物館は、昭和 34 年に開設をされて、今年でちょうど 50 周年を迎える記念の年でございます。地質学やカルスト地形におきます生物学などに関する国内外の研究者からも、秋吉台地域における学術研究拠点として期待をされておるという施設でもあります。

また、学術観光としての価値も高く、小・中学校の就学旅行の体験型施設として化石採集などを行い、年間約、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、4 万 5,000 人程度の観光客を受け入れて活用されております。

しかしながら、その施設は手狭で老朽化も進んでいるのが現状であります。現在

市内には歴史民族資料館、それから、化石館、そして秋吉台エコ・ミュージアム等があり、多くの学術的文化財的価値のある資料が展示をされております。そのような中で、新美祢市としての秋吉台科学博物館の位置づけや、他の施設との機能分担を明らかにする必要があるということで、場合によっては求められる機能に応じた整備が必要になるということも視野に入れております。つきましては、来年度策定を予定しております観光振興計画の中でも、秋吉台科学博物館の位置づけや機能を盛り込むべく内外に周知を求め、議論をしてみたいというふうに考えております。

秋吉台科学博物館についての１点目及び３点目の御質問、さらに第３、第４の御質問については、教育長に答弁をいたさせます。

壇上よりの私の答弁は以上です。

○副議長（河村 淳君） 福田教育長。

〔教育長 福田徳郎君 登壇〕

○教育長（福田徳郎君） 河本議員の老朽化している秋吉台科学博物館の改築についての御質問のうち、１点目の秋吉台科学博物館の果たしてきた役割についてであります。

御案内のとおり、秋吉台、秋芳洞に関する研究は明治４０年の梅原文次郎氏やエドワード・ガントレット氏による滝穴探検を初めとし、大正時代には小沢儀明氏が秋吉台地層逆転説を発表されるなど、古くから多くの研究者によって、その学術的価値が高く、評価されてまいりました。

秋吉台は昭和３０年に特定公園に指定されておりますが、その翌年にそれまで自衛隊等の演習地となっていた秋吉台を米軍が空爆演習地に使用したい旨の申し出があり、これに対して空爆演習反対運動が地元や学者を中心に展開されました。

この運動は、一大県民運動にまで発展し、全国民の注目のうちに演習地の申し出は撤回され、秋吉台が守られた経緯があります。このことは先ほど議員お示しのとおりでございます。

この運動の成就是、多くの学者による研究とそれに基づく学術的価値の高さが再認識されたことと、秋吉台という国民的な財産である文化財を守るという地元民、県民の純粋な情熱が貫かれたことの成果のあらわれであります。

昭和３３年には、国の文化財保護委員会から秋吉台を天然記念物に指定すると答

申が出され、また台上には、展望台や青少年宿泊訓練所が設置されました。このころ日本地質学会、日本地理学界などから、科学博物館建設構想が持ち上がり、昭和34年10月に秋吉台科学博物館や国や県の助成で設置されたものであります。

この秋吉台科学博物館の設立要旨は、1、秋吉台を中心とした学術研究の拠点、2、秋吉台に関する資料の収集、保存、活用、3、秋吉台に関する教育普及活動と自然保護などを目的としております。

開館以来、ことしでちょうど50年を迎えますが、これまでに秋吉台珊瑚礁説、コケムシ・サンゴ化石の研究、コウモリの研究、秋吉台の植物研究など、幾多の学術的な成果を上げております。特に、日本の地質額のメッカとして多くの学生や研究者を輩出し、また日本の動物額の発祥の地として、現在も活発な活動を展開しております。

これらに加えて、博物館の学芸員が修学旅行で訪れる児童・生徒へ化石採集の体験学習を行ったり、近年では秋吉台の自然保護やエコツアーにも関与し、探訪者への指導、助言を行い、秋吉台観光の一翼を担っておるところでございます。

秋吉台科学博物館は、秋吉台にはなくてはならない学術研究拠点としての役割を果たしていると認識しているところであります。

次に、文化財保護と収蔵物の有効活用についてであります。秋吉台は、昭和36年に国の天然記念物に指定され、さらに昭和39年7月には、特別天然記念物に指定されました。特別天然記念物の指定区域は1,269ヘクタールに及び、我が国を代表するカルスト地形として指定されたものでございます。

この指定区域は、秋吉台特定公園の特別保護地区と第1種特別地区が重複しておりまして、文化財保護法はもとより、自然公園法にも準拠し、相互の視点からこの地域の保護保全を図っていかなければならないことが求められております。

広大な地域の管理については、今年度から秋吉台管理員を増員いたしまして、台上のパトロールを行っておりますが、台上を監視する上でも、秋吉台科学博物館は絶好の場所に立地しているといえます。

近年では、行政のみならず、秋吉台の自然に親しむ会や、秋吉台パークボランティアの皆さんが自然後のための奉仕的な活動が展開されており、地域ぐるみで秋吉台を守る活動が行われております。これからもこの方向を重視して、美祢市民全体で秋吉台の保護活動を行っていきたいと考えております。

次に、秋吉台科学博物館の収蔵物についてであります。これまで50年の活動で地質学・古生物学・生物学・考古学に関連する数多くの資料が蓄積され、その数は約1万3,000点に及びます。このうち、常時公開展示しております展示物は、2,800点、収蔵庫に保管している標本、資料は約1万2,000点に及び、国際的にも重要な模式標本というものが50点ばかりあります。この模式標本については、常時公開はせずに、大切に保存、管理することが義務づけられておりまして、フズリナ・サンゴ・コケムシ化石などがその好例であり、当博物館の貴重な宝物といえます。

一般に公開している展示資料は、新たな資料が収集されますと、若干の展示がえなど行って、公開活用を図ってきております。しかし、年毎に資料は増加しておりますので、現状の施設では、展示スペースや収蔵庫の余裕がないのも現実でございます。将来的にはこの対策を検討していかなければならないと考えております。

なお、近年の博物館の活動方向といたしましては、ただ単に展示物を見せるだけではなく、実際に現地に赴き、野外活動を通じて学習をするというようなフィールドミュージアムとしてのあり方が求められてきております。秋吉台科学博物館でも管内の展示資料を見て、現地で研修をするといったような生きた活動が展開されておりまして、博物館資料の有効活用が図られているところであります。

今後も秋吉台という貴重な文化財を保護し、カルスト大地の雄大な資源を最大限に生かした活動を展開すべく努力していきたいと考えております。

次に、第3の御質問、平成21年度から新学習指導要領が一部前倒しで実施される。移行期間に入るが、その対応状況についてにお答えいたします。

小・中学校等で実施されます教育課程や教育内容については、文部科学大臣が別に公示する小・中学校学習指導要領によるものとされており、この学習指導要領が平成20年3月に改訂されました。

改訂の趣旨は、教育基本法や学校教育法が改正され、知・徳・体のバランスともに、基礎的基本的な知識、技能・思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視したものであります。

改訂の主にポイントとしては、「生きる力」という理念の共有、確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実などであります。

この学習指導要領は、小学校においては平成 23 年 4 月から、中学校においては平成 24 年 4 月から全面実施となりますが、平成 21 年度、来年度でございますが、平成 21 年度から実施可能なものを先行実施し、小学校の外国語活動や算数、数学及び理科等につきましては、来年度から全面実施となる年度までは、移行措置としての教育課程の編成が求められております。

まず 1 点目の教材備品や交流学习等にかかわる予算措置についてであります。

移行期間中の教材等の整備であります。先行実施されます算数、数学、理科の新しくつけ加えられる指導内容の補助教材、これは教科書と同じように文部科学省から供与されることとなっております。

また、理科の新しい学習内容についての実験器具等の準備は、平成 21 年度は当初予算で対応することとしております。全面実施に向けては、理科教育等、設備整備費補助金等を活用し、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、中学校におきましては、武道が必修になります。これが全面実施されます平成 24 年度までには武道施設、用具等の整備が必要になりますが、武道用具につきましては、地方交付税措置されることとなっており、施設については、安全・安心な学校づくり交付金等の活用で対応していきたいと考えております。

交流学习につきましては、本市独自に実施しております小学校交流学习授業がございます。本事業は、平素は少人数で授業を進めている複式学級を有する小規模校の小学校において、中学校区の小学校が年 3 回以上、授業を中心としたて交流学习を行うものであります。

本事業の主な目的は、平素の少人数での授業から、他人数での授業を行い、児童間の多様な意見交換により、さまざまな考えにふれたり、気づいたりすること。また、中学校区内の小学校間での交流であることから、中学校入学前にお互いを知り、人間関係をうまく構築する力や協調性を育成することなどを目的にしております。

主な経費は、授業に要する教材費や教員間の授業の打ち合わせに要する経費などとなっております。来年度は交流学习を各校年 6 回実施し、授業の充実を図ることとしております。

次に、2 点目の小学校の英語指導にかかわる指導者の確保についてであります。

小学校における外国語活動のねらいは、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、

外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことでございます。

中学校のような教科指導としての位置づけではなく、外国語活動としての位置づけとなっております。活動としての全面実施が平成 23 年度からとなっておりますが、来年度から選考実施が可能となっております。

本市におきます英語活動は、平成 17 年度から小学校英語活動地域サポート事業等の研究指定を受け、先進的に取り組み、指導教員の確保に努め、この研究成果を他校へも広めてきたところでございます。

本年度は市独自による小学校英語活動推進事業に取り組み、各小学校への外国人の非常勤講師の派遣、美祢市小学校英語活動年間指導計画の作成及び小・中学校教員を対象とした英語活動研集会の開催等について実施し、教員の資質向上を図っております。また来年度におきましても、同様な予算措置により英語活動における教員の指導力の向上を図ることとしており、全面実施に対して、円滑に実施できるものと考えております。

3 点目の創造性を培う学力向上対策についてであります。近年児童・生徒の学力が大きな話題になっており、学校教育におきまして、学力向上は最も重要な課題の一つであると考えております。

美祢市教育委員会では、市独自の学力向上対策として、ここ数年間小・中学校教員の附属小・中学校への派遣、各学校が行う校内研修の充実及び美祢市家庭学習ガイドラインの作成等に取り組んだところでございます。

新市になりました本年度は、指導力向上推進事業に取り組み、教員の授業力向上を図るための知的好奇心を高める授業づくりや小学校カルスト漢字検定及び中学校共通テストなど実施したところでございます。

次年度に向けましては、学習指導要領の改訂に伴い、児童・生徒の生きる力をはぐくみ、知識を活用して課題を解決する思考力等の能力をはぐくむことが重要だと考えております。

そこでこれまでの教育委員会のさまざまな教育施策を総合的にとらえ、さらにステップアップする事業といたしまして、学力向上対策プロジェクト事業に取り組むこととしております。

本事業は、美祢市学力向上対策プロジェクト会議を立ち上げ、本会議に委員の方

に市民の代表として学校関係者評価委員長、学校運営協議会委員長及び保護者などを加え、広く市民の意見や要望を取り入れた学力向上対策のシステム化を図りたいと考えております。

この事業で取り組む主な内容は、一つに、「小１から中３までの学力の検証システムの確立」、二つに、「教員の授業力向上のため炉の学校内研修のあり方」、三つに、「小学校の交流学习及び小・中学校の連携のあり方」、四つに、「学校評価に基づいた授業評価や児童・生徒の基本的な生活習慣の確立及び家庭学習の充実のあり方」などを考えております。

これらのことにつきましては、評価検証、改善といった観点から、総合的に検証し、児童・生徒の学力の向上を目指し、美祢市独自の取り組みを構築してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、学力向上は、児童・生徒の基本的な生活習慣の改善、体験活動への積極的な参加など、総合的な視点から取り組むことが重要であると考えております。

今回の学習指導要領の改訂によりまして、各学校の教育課程がバランスの取れた編成や、全面実施までスムーズに移行できますよう教育委員会といたしましては、各学校を十分支援してまいりたいと考えております。

次に、第４の御質問、教職員の人事交流についてにお答えいたします。

まず１点目の教育事務所廃止に伴い諸課題についてであります。山口県教育庁教育事務所は平成１８年度に県教育庁義務教育課の分室となり、平成２０年度にはこの分室も廃止となっております。この教育事務所及び分室と市教育委員会との関係につきましては、教職員人事に関する連絡調整や教育事務所の指導主事を学校へ派遣するなどの市教育委員会に対する支援機関となっております。

教育事務所や分室の廃止に伴いまして、今年度からは県教育庁義務教育課内に地域支援人事班及び指導班が設置されまして、この班に美祢市教育委員会担当者が配置されており、美祢市教育委員会への支援、指導や市内小・中学校への訪問指導ができる体制となっております。このことによりまして、県教育委員会と美祢市教育委員会との緊密な連携が図られていると考えております。

次に、２点目の新市の一体感に向けての人事交流についてでございます。

美祢市小・中学校教職員の人事交流につきましては、平成２０年３月に新市が誕

生し、本年度から旧美祢市、旧美東町及び、旧秋芳町間の人事が新美祢市として統一して対応できることとなりました。本市の平成21年度小・中学校教職員人事異動方針は、いきいき美祢の子の育成のために、学校評価等の教育改革を推進し、市民から信頼される学校づくりを進めることなどであり、教職員及び地域教育委員会が同じ美祢市立小・中学校の児童・生徒の教育に一体となって取り組む機運となるような人事異動に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、県教育委員会及び他市町教育委員会と密接な連携を取り、各学校の課題解決や活性化等に向け、適材を適所に配置し、厳正かつ公正に人事の刷新を図ることとしております。

以上でございます。

○副議長（河村 淳君） 河本議員。

○10番（河本芳久君） 市長の答弁に対して、一、二再質問させていただきます。

道路網の整備について特に県道に対する要望、これは今県がどのような対応をしているか市長から説明がございましたけど、嘉万から別府に通じる大日のいわゆる銭屋美祢線の改修工事土地の買収に約10年間もかかっている。遅々として進んでいない。

一方、美東町側の銭屋を中心に高規格に接続する整備はどんどん進んでいながら、やはりこの区間における特にサファリから美祢に通じる入見、江原、この間については、まだ路線のまだ確定もしていない。そういったことで住民にとっては両側からずっと整備されて、中がなかなか着工できてない。この点に対する住民のいろいろな要望が今持ち上がっているわけです。

そういう面で瀬戸区間の歩道についても100メートル小刻みでやってある事業でございまして、特に今瀬戸橋の橋を2年間かけて歩道設置、これもかなり金がかかります。そういうふうに、県もやる、やると言いながら、なかなか事業が進展しない。このあたりのことをひとつ地元住民の要望を踏まえ、県にも今、積極的に働きかけると言われましたが、強く働きかけ、そして一体感をつくり出すための努力をやっていただきたいと、いろいろ質問したいことはたくさんありますが、時間的にできませんので、今、科学博物館の改築問題について、市長はいろいろ思いは持っておられても、一步踏み込んでその重要性和今後の観光振興の面から、この博物館改築についての思いがきちっとまだ伝わっていない。

そこで、合併の前に科学博物館を山口大学が移管していただきたい。こういう申し入れがあったことを十分承知しておりますが、県立ないし、山口大学の研究機関としてそういう額的な拠点として、しかも場所的には台上という今、教育長の答弁の中にもございましたが、そういう面から、今、県や山口大学の動きというものが、市長のところにあるか、ないか。この点と。

やはり新市計画の中にこのような貴重な宝を持った秋吉台を観光面と学術面で売り出していくためには、貴重な拠点となる。そして今、膨大な資料、そして科学博物館だけではなくて、美祢市側にまった歴史民俗資料館や化石館の資料ともに、展示することによって、もっとPRし、お客を呼び込むそういう拠点にもなれるんじゃないかと、この点についてひとつお答え願いたいと思います。

○副議長（河村 淳君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 河本議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、銭屋美祢線のことですが、これは旧秋芳町の時代から随分御要望されていたと思います。河本議員も旧秋芳町議ですからよくその辺はかかわりなられて御承知と思いますけれども、新しい市になりまして、私がこれから観光立市を目指す上で、この銭屋美祢線というのは、非常に重要なルートであるというふうな認識があります。

それで、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、県に対して要望しておるといふふうに申し上げましたが、私が直接知事とお会いをして、その辺は要望しております。これ以上の要望はないと思います。知事に直接私の方から要望しております。ということを御理解していただきたい。

それから、秋吉台の科学博物館のことですが、これも同様に旧秋芳町時代に大事な施設として非常に保ってこられたと、でありながら施設が老朽化しておったけれども、なかなか財政的な面で、そのまま施設を改修できなかったということがあろうかと思います。新しい市になりましてこれも同様です。これから観光立市を目指す上で、学術的な重要な施設ではあるけれども、交流的な拠点施設というふうな位置づけも私は考えてます。

それによって、私、視察に行きまして中を見ました。私は小学校のときに、修学旅行で行ったときと全く同様の中でございます。それで中のジオラマですね。今はいろんなハイビジョンとか使ってデジタル化したものを見せますけれども、人形が

置いてあってそれを見せるという昔ながらのジオラマですが、逆にこれも面白いなというふうに思いました。今の子供さんが非常にデジタル化された電子的なものになれておるけれども、昔ながらの展示の仕方というのも、逆にこれは売り出す方法にもなるかもしれんという逆転の発想、それも感じました。

しかしながら、施設そのものがかなり老朽化してますんで、財政的な面を考慮しつつ、その重要性は認識しておりますので、今後、先ほど壇上で御説明したとおり、総合観光計画が立ってまいりますから、その中できちんと位置づけをしていって、どういうふうな形で改修なりをやっていけば効率的かということを皆さんに示するという思いです。

以上です。

○副議長（河村 淳君） 河本議員。

○10番（河本芳久君） ありがとうございます。今の思いをひとつ具現化するように努力していただきたい。

次に、教育長にお尋ねしますが、今、新しい学習指導要領に向かって移行期間に交流学習や教材備品等の整備についても努力すると言われましたけれども、教材備品等は、かつては文部省の補助事業として実施されていたのが、地方交付税、一般の中に組み込まれたために、市町村によってこの交付金の使途が非常に不明確になり、学校教育に十分生かされてないそういうひとつの危惧、直接補助であれば、年度ごとの整備計画も立てられますが、市によったら、なかなかその交付税の中に一緒に入り込んでますから、なかなかそれが使いきれない。そういう面で十分交付税に入ってることを執行部にも認識していただいて、予算獲得に努力してほしいと、これは要望だけで回答はいいです。

特に、交流学習ということについて、大変私も努力されてる。私もそういう方法で子供の学力、教育環境を整備するのが重要であるが、もっと大事なことは、今新市の小学校の児童の状況を見ますと、21年度にも入学ゼロの学校が、ゼロですよ。4校ばかり、いわゆる児童が1人も入らない。去年も入らなかったという学校もございます。そして20人未満の学校、これがかなりの数に上がってる。こういったところではお互いの切磋琢磨とか、いろいろな物の見方、考え方がある学習はなされないで、いわゆる試行的な発展というのができない。子供の人数というのは、人間関係が、今、縮小された今日の社会で、家庭においても同じでございますが、切

磋琢磨し、豊かな人間関係の中で社会性や自立性を培っていく。多面的なものの見方、考え方もある程度の競争心を持って向かっていく。そういう力は大人が教育環境として整えてやらなくてはならない。

今、孫もおるけれども、１人や２人の学校には連れて帰られんと言って、なかなかふるさとに帰って来ない。そういう家庭もかなり見受けられます。そういう現実的なこの教育問題について、教育委員会として交流学习だけ、成果はとても上がるものではありません。このあたりについて十分ひとつ今後、検討していただきたいと、これは回答はいりません。

一つだけ、教育面で重要なのは、先生です。指導者です。この指導者がその地域に根付いて、しかもその地域を愛し、子供を愛し、やる情熱を持って教育にぶち当たれば一つの子供は目を輝かしていきますが、管理職初め、先生方の多くは二、三年したら、自分のもとの古巣に帰りたい。現に、美東町１２校、６校ありますが、校長、教頭の管理職、１２人のうち市内出身が１人、秋芳町の場合は７校あって１４人のうち２人、というのは全部山口市から来ておられる。

美祢市の学校についても、宇部、山陽小野田だろうと思う。どこの出身者でもいいんです。情熱を持って美祢市の教育に専念して、しかも腰をすえていただければ、そして秋芳で勤務したが、今度はこちらの大嶺、伊佐の方で勤務したいと、そういうふうにした人事交流ができれば、やはり一体感なり、この美祢の教育をしっかりと盛り上げて、しかし、秋芳と美東か、またはすぐ山口、すぐ宇部と、こういう中で的人事交流では一体感がなかなかできにくい。

そういうことで事務所間の今まで交流とかいろいろございましたが、県一本にやると、その辺のところがうまく調整できるかどうか、どこの出身者でもいいが、教育長として一体感のある人事交流と教員が根付いて、しっかり美祢の教育を支えていく。特に、管理職は、その校区内に居を構えるという大原則がございましたが、今ほとんど通勤しておる。これは私が今、声を大にしていうのは、地域住民が、やはり先生の後姿を見ているわけで、そういう面からしっかり根付いて、郷土に愛着を持って、子供の教育に専念し、子供を愛する。そういう姿勢を今、多くの先生方は示しておられるが、しかし、２年、３年したら、皆、変わっておる。長期にわたって美祢市に滞在はいないというこういう実態はどうですか。

○副議長（河村 淳君） 福田教育長。

○教育長（福田徳郎君） 河本議員の再質問にお答えいたします。

管理職を中心とした教職員の人事ということでございますが、特に管理職の場合は、美祢市の場合は、初めて校長、教頭になる教員が多うございます。今、県の方針といたしましては、最初の赴任地は地元ではないところに就くということが多うございますので、どうしても他地区から美祢市に来ているのが多い形になっているのが現実でございます。

しかしながら、今、おっしゃられましたように、たとえ他地区から参っておりましても、地域にしっかりと根付き、地域に住む。そして地域の教育に一生懸命取り組むということにつきましては、私どもも指導しておりますし、ほとんどの者はそういうふうにして美祢市の教育のために頑張っておると思っております。

そして事務所がなくなり、分室がなくなったことの一体感の醸成ということは、私どもといたしましては、いわゆる旧美祢郡、美祢市が一緒になったことによりまして、交流が大変私ども教育委員会だけでできるということで、それは大変プラスになってると思っております。

他地区との交流につきましては、同じ本町、県の教育委員会の方に担当者が同じ部屋にすることでございますから、連携もこれまで以上に取ってもらっていると思います。また取らなければいけないというふうに、取ってもらうように私どもの方をお願いをしております。いずれにいたしましても、議員おっしゃったように美祢市の教育に一生懸命取り組んでもらいたいと願っております。

以上でございます。

○副議長（河村 淳君） 河本議員。

○10番（河本芳久君） これはもう回答は要りません。私はこのたびの平成21年度、公立高校の志願者数を見ましたときに、定員に満たないんじゃなくて、定員に対して0.1%の志望しかないと、この旧美祢市の中学生も進路においては宇部や厚狭や大津を志向し、美東、秋芳は萩や山口、こういったところに進学先を目指しております。このような実態がいつごろから起こっただろうかと、どこにいてもやる気があれば、また先生方もこの美祢の公立高校の県立高校の先生も山校も皆同じです。

しかし、進路指導において、このあたりいかなものかと、また実際にそういった大規模の都市に出て、美祢の子供がしっかり自分の才能を伸ばしていく可能性が

あるだろうかと、しばむんじゃなかろうか、どういう進路のこれからのそういったところに進学した子供たちが向かっていくんだらうか、その辺のところも追跡調査も必要ですが、やはり子供の数も少ない。子供たちも進路の面ではふるさとを後にしていこうという、人材育成が基調といいながら、ふるさとから出て行くような人材をつくっては育ててはならないのではなかろうか、そういう意味で中学校における進路指導しっかりお願いします。

以上です。

.....
○副議長（河村 淳君） この際、暫時 1 1 時 2 0 分まで休憩をいたします。

午前 1 1 時 0 6 分休憩

.....
午前 1 1 時 2 0 分再開

○副議長（河村 淳君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 登壇〕

○6 番（三好睦子君） こんにちは。日本共産党の三好睦子です。国民健康保険税についてと障害者通所施設の利用料について市長さんにお尋ねいたします。

まず初めに、国保税についてお尋ねいたします。国保の加入者は中小企業や農業などの自営の方、そして失業、廃業などで収入の少ない方、そして国民年金などの需給の高齢者の方など、所得の低い方が多く加入されています。

加入世帯にとって、国保税が高すぎるということです。負担能力をはるかに超えて暮らしを直撃しています。

このように国保税が高くで払えない状況が全国的にも広がっています。美祢市におきましても滞納世帯が 1 月末現在で 3 0 4 世帯あるということです。これは 7 . 1 %になります。国保税が高くで払えない人からペナルティーとして国保証を取り上げ、資格証明書が交付されています。

この資格証明書では医者にかかれば 1 0 割負担になり、医療にかかった分全額を払わなくてはなりません。お金がなくて国保税が支払えないのに、医療費の全額をどうして払えというのでしょうか。これでは、具合が悪くて医師にもかかれません。重症化して病院に行ったときは手遅れで命を落としたという例もあります。

美祢市では、資格証明書の方が17世帯あります。全国では保険証がなくて病院にいけない子供の無保険者が大問題になっていますが、幸い、この美祢市では、子供のいる世帯には資格証明書は発行されていないということで、ひとまず安心をいたしました。

これは無保険の子供をつくってはならないと担当者の納税相談等の働きかけもあると思います。しかし、それ以上に納税者が生活を切り詰めて納税するといった納税者の必死の努力があると思います。

しかし、短期被保険者証の世帯は127世帯あります。当然この中には子供さんのいらっしゃる世帯もあります。国保税が払えない、でも子供を病院に連れて行きたい、保険証がない、だから保険証をもらうために手持ちの2,000円か3,000円を払って、引きかえに数カ月の保険証が出ているそうです。最短で1カ月という世帯もあると聞きました。

保険証もらい医者にかかっているといった状態、そういったこのように短期保険証をもらい医者にかかっているという状態があります。これでは子供たちの健康は守れません。病気にならないようにするには、日ごろの食事の接種にも原因があると思いますが、その食費さえ削らないと生活できない状況にまで追い込まれています。健康であれば医者にかからなくて済みます。保険も使わなくて済みますし、医療費の負担も少なくて済むと思います。

今日の経済情勢の中で、高い国保税を払うために、食費を削り、子供に着せる服の購入を控え、入浴を控えるなど、生活ももう限界です。このように生活保護基準以下の生活で、国保税を払うために借金をして払っているという状態も聞きました。貧困と格差、失業等で資金繰りのために1回だけとちょっとだけと借りたのが大きくなり、その支払いに追われ、国保税やほかの税金まで滞納になってしまう。そして国保税を優先して支払うと後の支払いができない。水道代も払えなくなるといったこういったケースもあると思います。

このことは市税の収納未済額が約3億円あるということにあらわれていると思います。この3億円の中で国保税の占める滞納額は2分の1以上を占めています。これら収納未済額を解消するには、やはり国保税の負担を軽くすることにあると考えます。

そのために、第1点として、申請減免制度を活用して負担を軽くすることだと思

います。国保税の減免制度には、法定減額のほかに、市の条例などで減免割合を決める申請減免があります。

申請減免制度の内容は、天災、その他特別な事情のある人、貧困により生活のために公私の扶助を受けている人、その他特別の事情がある人を上げていますが、今までにこの制度を活用された例はほとんどないということです。この制度があることさえ知られていないのではないかと思います。生活保護世帯は、減免ですが、生活保護基準同等、またはそれ以下の生活をしている世帯に減免制度を適用するなど充実を求めます。

そして2点目として、資産割を廃止することだと思います。資産があっても収入を生まない資産に、国保の資産割があるということは、国保税を高くする原因になっています。

国民年金だけの高齢者の夫婦が持ち家に住んでいれば収入は少ないのに、重い税負担になり、生活を圧迫してしまいます。

13市、この山口県下で13市ある中で資産割があるのは、萩市と長門市、美祢市だけです。また県下の7町の中では、資産割があるのは、周防大島町、上関町、平生町、阿武町の4町だけです。

このように国保税に資産割をのけて3方式にすることは流れではないでしょうか。税の軽減や減免制度には、この資産割の部分は対象にならないのです。資産割をのけて3方式を取るべきではないかと考えますが、市長さんのお考えをお尋ねします。

そして、3点目として、繰越金、基金を負担軽減のために使うことを求めます。美祢市には、国保の基金が約6億円あります。1人あたりに換算すると、9,616円で、1世帯あたりにすると14万6,216円になります。

国の基金の基準の保有額は5%が望ましいということですが、美祢市の場合は医療給付費は約30億円ですから、基金は1億5,000万円でよいことになります。

初めに申し上げました1点目と2点目を実行するに当たり減収となるでしょう。その分この金で補てんを活用すればよいかと考えます。住民の命を守る国保へ滞納しないようにと懸命に差し繰りをしながら頑張っている世帯は多いのです。市の軽減施策で、担税能力のない世帯には減免して、市民の暮らしを守るのが地方政治の役割ではないでしょうか。このことについて市長さんのお考えをお尋ねします。

もう1点、障害者や通所施設の利用について市長さんにお尋ねいたします。

通所施設は秋芳町地区に1カ所、美東町地区には1カ所、美祢地域には5カ所あります。利用者の皆さんが利用料を払って通所しておられます。美東町のピノキオでは18人、美祢のあそかの園では、美祢市内の方が2人、市外の方が8人と聞いています。これは就労型Bに移行して利用者の負担がゼロ円と1,500円になっています。

今日の経済情勢の中で仕事も少なくなり、もちろん工賃も1万円を切っている利用者の方もおられます。その中で1,500円の負担は重いのです。

12月議会にも提案説明がありました市長さんの説明の中で、就労型Bに移る件で、工賃が低額であることから、利用者の自立への意識も低い状況にあり、働く意欲の向上をとっておられます。障害を持つ子の親の方が一番心配なのは、親が死んだ後、どうして障害の子が生きていけるだろうかということだと思います。自立して生きていけることが親の願いです。

利用者の負担金を助成して支援をしていただきたいのです。県内で防府市では、この利用者負担助成事業が行われています。この美祢市におきましても、負担金助成事業していただきたいのです。市長さんのお考えをお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険税を引き下げて、市民の生活を守ることにについてであります。

1点目の法的軽減措置のほかに申請減免がある。この範囲を拡充することという御質問についてでありますけども、国民健康保険税の法的軽減措置につきましては、議員御承知のとおり、所得の低い世帯に対しまして、その所得の額により均等割、平等割を7割、5割、これは1人当たり、世帯あたりですね。それから、7割、5割、2割軽減する制度があります。これに該当する世帯は、この1月末現在で医療分及び後期高齢者支援金分では、全体の49.1%、ですからほぼ半分の方ですね。軽減額は約6,900万円、介護分では、全体の41.9%、軽減額は約

600万円となっております、約半数の世帯がこの軽減措置の対象となっているという状況であります。

お尋ねの申請減免についてでありますけれども、本市では、先ほど壇上での御質問のとき言われましたけれども、災害等の特別な事情により、保険税の納付が困難な方に対しまして、美祢市税減免基準に関する規則に基づき対応をしております。

全額免除の対象は、被保険者の方が矯正施設等に収容された場合、また後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することによりまして、その被扶養者が国民健康保険に加入をされる場合は、一定の額を減免する制度を設けております。

そのほかに所得割、資産割の減免の規定がありますが、これは市民税及び固定資産税の減免と同様な基準となっておりますので、申請があった場合は、税務課と十分、国保担当課と連携をとりまして決定をすることとなっておりますが、その適用については、資産や預貯金、それから、生活状況等の実態調査を行いまして、税の負担能力を考慮して、真に支払いができない場合に行うものとされているため、実際に適用したケースはほとんどないということでございます。

また、この減免制度のほかに、病気や失業等で保険税の支払いができない場合、納期限を1年間延長する徴収猶予の制度がございます。従いまして、病気や失業等で一時的に保険税の支払いができない場合は、徴収猶予の制度を利用いただきまして、また恒常的な場合には、生活保護などの制度もございますので、現在のところ、申請減免の範囲を現行規則以上に拡充するのは難しいのではないというふうに考えておりまして、どうか御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、資産割を廃止をすることについてであります。

国民健康保険税の賦課、税を加給する場合、所得割、それから、資産割、均等割、平等割、先ほど申し上げたように、所得と資産とそれから、一人頭と、それから、世帯当たりの分です。この四つの賦課方式がありますけれども、税の平準化の観点から所得割と資産割の合計額、これが税の立場で言えば、応能割というんですが、所得割と資産割の合計額と、それから、均等割と平等割、これは個人の方とそれから、所帯の方、これを平等割といいます。この合計額との比率が45対から55、それから、55対45の範囲内、ですから、ほぼ応能、資産割と所得割と、それが

50とすると、その一方では、平等割、均等割、それから、所帯割と個人が、これが大体5対5、50%対50%になるように国の指導がっております。

各保険者におきましては、今、申し上げました四つの方式をすべて使いまして、税をおかけする4方式は地方の保険者が多く採用してある。先ほど具体的な市や町の名前をおっしゃいましたが、全国でもそういうふうな傾向になっております。

この4方式から資産割を除いた3方式、さらに平等割を除いた2方式は、都市部の保険者が多く採用している賦課方式ということであります。これは都市部におきましては、この資産割を賦課をすると、特に宅地に評価額が高いということで、資産割に係る税額が著しく高くなるということなんです。それで採用していないというものと考えておられます。

この旧一市二町の合併協議の際にも、この資産割をどうするかということについていろいろ議論が重ねられました。これまで旧一市二町がそれぞれ4方式を採用しておったということ、それと資産割を廃止をすると、先ほど申し上げた税の平準化の観点から、かかる医療費の総額というのは、どの方式を取っても変わらないわけですから、一方でこの資産割をなくしてしまいますと、個人、それから、世帯にかける税金の額を上げざるを得ないという必要が生じるわけです。そういうことで、今まで資産割が賦課されておらなかった世帯におかれては、逆に資産割を廃止してしまいますと、国民健康保険税が大幅に増えるということになりますので、合併後にこの方式については再度、検討がされていこうということになったいきさつがございます。

このような合併時の経緯もございますので、資産割を廃止をするということにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。ですから、市民の方が国保に入っておられる方が本当に納得をしていただく形でこの方式は変わっていく必要がございますので、簡単に安易に資産割を廃止をするということは申し上げにくいです。いろんな方の御意見を聞いて検討させていただきたいというふうに考えております。

それと最後に、繰越金、基金を使って税の負担軽減を行うことについてであります。

これにつきましては、三好議員の昨年の9月議会での一般質問、国保税が高すぎるのではないかとということに対しまして、私が答弁を申し上げましたけれども、そ

れと同様な答弁になりますが、平成２０年度の国保税につきましては、御承知とおり、旧一市二町の合併に伴いまして、合併協議によりまして、税率を決定しております。そういう経緯で今の新美祢市の国保税の税率は決定しております。

この合併協議におきまして、平成２０年度は後期高齢者医療制度の創設があるということ、及び退職者医療制度の改正等、大きな国におきます医療制度の改革に伴います新たな負担があることを考慮いたしまして、税率を決定する必要がございましたけれども、市民の方の負担増を抑制をするというために、平成１９年度の旧美祢市の税率を平準化したものを適用することとされたところであります。

この結果、この税率で試算をいたしますと、この単年度この１年間で約９，０００万円の財源不足、この１年でこの国保会計は９，０００万円の赤字が生じるということが見込まれておりましたけれども、この財源不足額は、この先ほど言われた繰越金なり、国保の基金を充てるということにより対応をするということにしたところであります。

こうしたことから、この平成２０年度におきましては、繰越金をこの財源不足に充てております。充当しております。さらに、平成２１年度の当初予算、またこの３月本会議で御審議を賜るようになりますけれども、この２１年度の当初予算では、繰越金から約４，９００万円、それから、基金の方から約４，６００万円をこの負担軽減の財源として充当すると、財源として充てるということにした予算を組んで、本議会に出す予定にしております。

また、本市の一般被保険者１人当たりの医療費は、県下の１３市と比較をいたしますと、医療費そのものは高い方から２番目に対しまして、お１人当たりの年間の国保、保険料ですね。これは医療分では安い方から２番目ということでありますので、この国民健康保険税の負担は、非常に低水準であるということを御理解を願いたいと考えております。

従いまして、現状の単年度、この１年間の国保会計においては赤字を生じておるという状況でありまして、繰越金、基金を使って負担軽減に使うことという議員の御質問、御指摘につきましては、既に実行しておるということでございます。

今後、国保会計等の健全性を保つ上から、この税率等の見直しがやがて必要なことが生じるということにつきましても、どうか御理解賜りたいと思います。

次に、障害者通所施設利用料の一部負担を全額市で助成することについてであり

ます。

平成１８年４月障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じまして、自立をした日常生活、または社会生活を営むことができますように、自立を支援する観点から、障害者自立支援法が施行されまして、身体障害者の方、それから、知的障害、あるいは精神障害者の方の福祉サービスが一本化されました。

それで安定的な財源確保や利用者が負担することで、事業者との対等の関係を築けるとの理由で、サービス料の原則１割を利用者が支払っていただくという応益負担が導入されたところでございます。

それまでは所得に応じた応能負担という考え方で、収入が低い大半の障害者の方は自己負担がございませんでした。制度改正によりまして、サービス利用者の約９割の方に負担が生じました。そのため、利用の停止や抑制につながりまして、また工賃収入のある利用者につきましては、工賃よりも利用料、これは自己負担に相当するものです。利用料が大きいという状況が生じております。これに対しまして、国は特別対策を実施をいたしました、所得に応じた軽減措置を２度にわたって講じてきたところでございます。居宅、それから、通所サービスの利用者の方の１カ月分の利用料の限度額を設定をいたしまして、市民税非課税世帯で１，５００円、それから、市民税所得割１６万円未満の一般的な世帯で９，３００円と、低所得者に対して負担の上限を低くするという配慮がなされてきたところであります。

御質問の通所施設利用料の１割負担を全額市で助成できないかという御質問でありますけれども、県内におきまして、現在１３市中１市のみが利用者負担金の助成を行っております。これは障害者自立支援法移行に伴いまして、激変緩和を措置でございまして、平成１９年度から３年間限定の制度でございます。

この１３市の１市やられておるのも、平成１９年から３年間の限定ですから、平成２１年この翌年度までの限定の制度でございます。サービス料の拡大に対応いたしまして、障害者自身を含め、みんなで制度を支え合う仕組みづくり、財源を確保しつつ、サービスを計画的に充実して使いやすいサービスを継続していくということが私は大事だろうというふうに思っております。

障害者自立支援法に基づきまして、利用者の能力に応じた御負担が適切ではないかというふうに考えてます。この制度そのものがなくなってしまうと大変ですから。また障害者福祉サービスは別に市が実施をいたします地域生活支援事業にお

きましては、相談支援事業、それから、コミュニケーション支援事業及び地域活動支援センター事業の利用料を無料としております。日常生活用具給付等事業、それから、移動支援事業及び日中一時支援事業、日中というのは、日中に一時的に御支援申し上げる事業につきましても、利用負担を1割ではなく、障害者の方が地域で安心をして暮らせるように、収入に応じて負担軽減を図らしていただいています。

障害者自立支援法では、施行後3年を目途といたしまして、見直しを行うことを規定しておりますけれども、本年2月12日、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームから障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針がまとめられたところであります。

この方針では、障害福祉の原点に立ち返りまして、障害者の自立生活に必要な、十分なサービスが提供されるという考え方に立ちまして、給付のあり方を抜本的に見直し、利用者負担については、能力に応じた負担をするということ。それから、特別対策や緊急措置によって改善をした現行の負担水準の継続や、さらなる改善、わかりやすい制度にするということ、サービス利用についての日払い方式は維持をいたしまして、地域生活事業の充実、工賃倍増計画の着実な実施による就労支援、資産要件の撤廃によりまして、現在、負担軽減の対象となっていない一般世帯についても負担限度額の見直しを図るということになっておるようでございます。

今後この内容を踏まえて改正がされる予定となっておりますので、国の状況を見守りながら、障害をお持ちの方が安心して生活できるよう施策を推進して実施をしまいたいというふうに考えております。

壇上よりの御答弁といたします。

○副議長（河村 淳君） 三好議員。

○6番（三好睦子君） 答弁ありがとうございました。先ほど法定減免の方が半数いらっしゃるということですが、これは本当に今の実態保険料が高くで払えないという苦しい生活をしているということのあらわれではないでしょうか。

そして、先ほど、減免をする場合に資産とか、預貯金を調査すると言われましたが、これは生活保護のあれではないし、そういうことに踏み切るのは、法的に示されたものではないのでするべきではないと思います。

預貯金を調査しなくても減免制度はできるようになっております。そして私が問題にしているのは、きょうの新聞にもありましたが、生活保護の申請が54%ふえ

ていると、そういうことが本当に生活が苦しくて、今、経済状態の中で本当に困っていると、そういうことのあらわれだと思います。

問題にしているのは、生活保護以下の基準の生活をしておられながら、今の車とか、車があると生活保護を受けられないとか、いろんな条件がありまして、生活保護を受けられないが、生活保護以下の生活をしておられると、そういう方たちの保険料が本当に重い負担になっていると感じます。

そして先ほど資産割のことも言われましたが、検討課題ということですが、私も税金の安さから2番目、県下でも2番目だということなんですが、私も試算をしてじっくりと研究してまいります。そして、そのように国保の本当に困っておられる方たちの支援が大切だと思います。

隣の宇部市ではこの減免制度ですが、所得減等で収入が生活保護の基準の1.5倍以下の人を減免基準にして、また前年より所得が30%減の場合、以上減の場合は、所得割を30%ないし、全額免除するというふうになっております。

そして固定資産税については、その賦課のことについては、固定資産税を既に賦課されて払っているので、資産割が国保税にかかるということはちょっと納得のいかないところであります。

そして、国保会計が本当に大変だということもわかりますが、これていうのは、政府の国庫支出金が批准が4.9%から30.6%になった。そしてそういうのが国保の会計に大きく響いているので、国に国保会計への国庫負担金を増額していただきたいと思います。そして、先ほど税金の滞納が多いということを申し上げましたが、この国保税を安くするということは、収納アップにもつながると確信します。

12月議会で税の徴収率を上げる手立てとして市長さんの答弁にありました中に、タイヤロックですか、タイヤが動けないようにする。その機具を購入してまで納税を促すと言われましたが、車がないと仕事に行けなくなります。そして仕事に行かないと収入もなくなります。当然収入がなければ税金も払えなくなります。タイヤロックや資産の差し押さえをして、その資産をオークションにかけるというふうなことは、あまりにもこのひどいことではありませんか。そして、これが言葉として出てということは、タイヤロックのことなどが本当に脅しになってはいけないと考えます。

今の100年に一度と言われるような今日の経済情勢悪化の中で、収入減や失業、

廃業などで市民の暮らしを本当に大変です。こんなときこそ市民の暮らしを守る自治体の役目が本当に大事ではないでしょうか。

国民の命と健康を守る公的な医療保険が高すぎる国保税で、暮らしを脅かしています。国保税の払えない方たちが医療から排除されてしまうような制度になってはいけないと思います。

そして、先ほどの障害者の件ですが、現在定員いっぱいでも30人の方です。美東はピノキオですが、20人、そして、全員、今利用されている方が28名ですが、これを30人にしたとしても1,500円ですから、1年4,500円の負担ですが、全体に見たときに。そして年間でも5万4,000円だと思います。その分を12月のB型に移行のときに、国及び県からの補助金というのがありますが、このB型に移行した場合の試算として392万円を浮くような報告されております。そしてB型移行に4月からなるのですが、この分を当面この今の負担者の1,500円に充てていただきたいと思います。

本当に、現場では今のような経済情勢の中で、契機が悪くて仕事がないと、そして現場での担当の方は、本当に利用者の方の工賃を上げるために本当に苦労しておられます。いろんな今までしていた仕事もなくなると、これからどんな仕事をしたいこうかと、現在ピノキオではまき割りもしておられますが、本当に担当者の方は工賃を上げるために苦労しておられます。そういった面からも経済的に、あれですが、せめて3年間の限定でもいいでかすから、この利用者負担を防府のように実行していただきたいと思います。

そして障害者年金をもらわれて8万で、工賃が約1万としますね。そしたら9万なんです。9万というのは、生活保護以下の基準になるんですが、本当に障害者の方たちの暮らしを守る面で福祉を充実させるためにも、ぜひ1割、1,500円、通所の負担金を市の方で助成していただきたいと思います。市長さんのお考えをお願いいたします。

○副議長（河村 淳君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、最初言われた国保の件ですが、非常に厳しいこういう社会情勢、経済情勢の不況ということです。そうすると、今後この国民健康保険に保健を移行される方がふえてくる。今まで一般でいう社会保険に入っておられた方が雇用の関係で職を

失われますと、どうしても国保に入られるということになりますので、国民健康保険に入られるということが生じます。

アメリカも同様なことが行っておるわけですが、アメリカは、我々でいうこの国民健康保険に当たるものがありません。お金持ちだけが自分のお金を使われて民間の保健に入っておられるということで、この厳しい中、死亡率が非常に上がっているという現実があります。国保がないからですね。我々が日本が持っておるこの国民健康保険制度というのは、世界にも誇り得るべきなものだと思ってます。みんなで支えて、こういうときのために、またお年を召した方に必要であるというふうに思ってます。

この制度そのものを崩壊さしてしまいますと、アメリカと同様なことになってしまいますので、私が思っておるのは、恐らく、日本にもどの首長も同じだろうと思いますけども、国保を崩壊さしてはならない。国保の財政を破綻さしてはならないということがまず第一義です。そのこと踏まえて、壇上で御説明を申し上げたということです。

医療費はどんどん嵩んでまいります。それに対してこの国保税をどんどん下げてしまいますと、出と入りが全くバランスが取れなくなりますので、この国保そのものが崩壊する。これは美祢市の国民健康保険会計ですから、美祢市が今単独で持ってます。小さいこの事業体ですけども、一生懸命これを維持して、市民の方に不安を与えない意地を頑張っておるところでございます。この辺は御理解をいただきたいと思います。

それと税の徴収のことで、タイヤロックそのものが血も涙もないこととおっしゃいましたけれども、このタイヤロック、車のタイヤをロックして動けないようにする方法なんです。これは基本的には我々が税をお願いしてほとんどの方が一生懸命税を払っていただいております。それによって公共サービス、国保を含めて成り立っておるということ、みんなの支え合いの地方の組織なんです。市というのは。その中でごくわずかな方に所得がありながら、払わないという方もごくまれにですけど存在するわけです。これはもう日本中どこでも一緒だろうと思います。

そういう方々に、じゃ、払わなくてもいいよということこそ私は市民に対する不平等、裏切りだろうと思います。そういう方にこの方法を使うということであって、一生懸命働いておられる。車を使って働いておられる。税の滞納があるから、すぐ

タイヤロックするということは一切そんなことは行いません。だから基本的に考え方として、皆さんの税によって、この社会は成り立っている。その中で言葉がおかしいですけども、ずるをしてその中で生きようとする方に対しては、やはり市民に対する我々は平等に接する必要がありますから、そのことを毅然として実行する手段として必要ということを、さきの１２月議会で申し上げたということで、その辺も御理解をいただきたいと思います。

それから、今の障害者の通所にかかることですが、非常に細やかな質問をされましたので、数字を含めた。担当の部署より説明をさせます。

- 副議長（河村 淳君） 山田高齢障害課長。
- 市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 先ほど三好議員の再質問でございますが、先ほど２０名の方が市内の就労継続Ｂ事業所に通われているということですが、市内には就労移行の事業所、それから、継続支援のＡ、Ｂというものがあまして、利用料を払って通所されてる方は、市内の方では３７名程度いらっしゃいます。それとその施設の中では、美祢市内の方だけではなく、他の市からも来られている方がいらっしゃいますので、実際８０名程度の方が市内で負担金を払って利用をされております。

その中でその１，５００円、市内の方という意味だとは思いますが、市の方で負担ということでありましたが、１，５００円につきましては、市が負担するというのではなくて、その中で就労等もされてるわけです。やはり一部でも負担をしていただいて、社会の一員であるという自覚を持つ必要もあると思います。

工賃をふやすような形で、その指導員さんもいろいろな形で努力をしていらっしゃいますので、山口県の工賃倍増計画等にも乗りまして、そちらの利用者がもらえるお金、工賃をふやす努力をする方が適切だと考えております。

それから、防府市の場合につきましては、平成１８年４月に新制度の方に移行いたしました。それを契機に大幅に利用者の負担金がふえたということで、その時期の激変緩和の措置でありますので、現時点ではそれぞれ今１，５００円という形で２度の改正によりまして、非課税世帯の人であれば大変少ない負担になっておりますので、今は、緩和措置の必要な時期とは考えていません。障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針として、今、意見もまとめられておりますので、今後、法改正もされる予定です。今の軽減措置が継続されるという方向性になっておりますので、

やはり法に基づいた方法で、これから先、継続していかないと意味がございませんので、制度を守っていく必要があるかと思います。

それから、先ほど賃金も少ないということで、年金と工賃のみでは9万程度の生活と言われましたが、重度の方にとりましては、ほかにも特別障害者手当とか、児童の方については児童扶養手当とか、他の制度もありますので、そういうものも活用した上で、社会の一員としての責任を果たしながら、生活をしていただくという立場で、負担金については応能式というか、能力に応じた形で払っていただくのが適切だと考えております。

以上です。

○副議長（河村 淳君） 三好議員。

○6番（三好睦子君） 先ほど国保が崩壊したと言われましたが、私は別に国保を崩壊しろとは言っておりません。先ほど申し上げましたが、そして、俗に言う悪徳とかという言葉がありますが、お金がありながら税を払っていないという方と言われましたが、これにはいろんな家庭の事情や経済事情もそのときはいろいろ事情があると思います。それで詳しいというか、よく納税相談もされて、そのようなタイヤロックのようなことはしていただかないようお願いいたします。

そして障害者の件ですが、28人の中で市内と市外と利用者がおられて、本当にこれも矛盾があると思いますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。そして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○副議長（河村 淳君） この際、暫時13時10分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

.....
午後1時10分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。山中佳子議員。

〔山中佳子君 登壇〕

○7番（山中佳子君） 開政会の山中佳子です。一般質問発言通告書により一般質問をさせていただきます。

ことは秋芳洞開洞100周年ということで、さまざまな記念イベントが企画さ

れていますが、それに伴い、多くの観光客の方々の入洞が期待されます。秋芳洞を訪れるお客さんに買っていただくお土産は、大理石の加工品が多く、これといった食べ物も名産品というものはありません。もてなしの心でお迎えし、荷物にならない旅の思い出話ももちろんいいでしょうが、何か物足りなさを感じてきました。

旧秋芳町時代、何とか秋芳洞の名物となるようなお菓子を開発しようと、女性団体連絡協議会とNPO法人秋吉台夢工房主催のもと、お菓子のコンテストが開催され、かなりの力作が出品されました。その中には、製品化できそうなものもかなりあり、最優秀に選ばれた鱒のかりんとうについては、試行錯誤を繰り返し、試作品も何度かイベントで販売していました。しかしながら、原材料費、人件費などを考えると、価格の面で問題があり、またレシピどおりにつくっても毎回微妙に違い、なかなか商業ベースに乗せることができませんでした。

秋芳洞に行ったらぜひあのお菓子といわれるようなものをという考えは、積年論じられてきましたが、いまだに課題のままです。今年は開洞100周年という記念の年でもあり、これを契機に市の後押しのもと、商品開発はできませんでしょうか。

先日、観光振興対策特別委員会において、総合観光部より美東ワイナリーがごぼうのかりんとうの製品化に取り組んでいるとの報告がありました。美東ワイナリーについては、県からの助成金もあったようなお話でしたが、助成金の額、どのような経緯で取り組まれたのか、今の進捗状況、今後の販売構想をお尋ねします。

また、1月の臨時議会で指定管理者に再指定されました美祢市農産物加工センター虹工房においても地場農産物を使用した加工品やお菓子づくりに力を入れられているようですが、具体的にどのようなものが、どのような場所で販売されているのか、虹工房に新製品の開発をお願いするというようなことはできないのか、市長の率直なお考えをお聞かせください。

なお、前段でお話をしましたNPO法人と女団連主催の料理コンテストにおける出品者のレシピは、両者了解のもと、主催者に帰属することとなっていますので、しっかりと保管されていることだと思います。鱒のかりんとう以外にも商品化可能な力作ぞろいだったことを申し添えます。

次に、アメリカに端を発したリーマンショックによる世界同時不況は、日本においても予想以上の打撃となり、大手と言われている会社の大幅な赤字、それに伴う解雇、失業問題は毎日のように新聞、テレビで報道されています。美祢市におきま

しても、合併協議会における新市財政計画の一般会計では、21年度は3億5,600万円、22年度は1億8,000万余りの赤字となるものの、23年度からは黒字に転ずるようになっていますが、目標達成のためにはかなりの努力が必要と思われます。

議会にきまして、経費削減が検討されてきましたが、この厳しい財政状況を何とか切り抜けようと、昨日議員報酬5%カットとなる議員報酬の特例に関する条例を、議員提出議案として提出しました。

市民ベースでも節約できるものは節約しようではないかという声も高まり、1つの声として、広報紙の発行回数について再検討してはどうかという意見がかなりあります。この件につきましては、昨年6月議会におきまして安富議員より一般質問がなされ、その回答では、県下の13市はすべからず月2回の発行しているということ、市からの情報伝達の手段が旧美祢市地域にはMYTのケーブルテレビジョンがあるものの、旧郡部にはそれがなく、新生美祢の情報を新市民に同じように提供するためには、月2回の広報紙の発行は必要であるということだったと思います。

その後、8カ月余りが経過しましたが、社会情勢は大きくさま変わりし、美祢市の中でも地デジ対応、通信基盤整備が一番おくれておりました秋芳町におきまして、情報通信基盤が近い将来整いそうだという明るい見通しが立ってきました。

執行部の御努力並びに議会の御支援には感謝申し上げたいと思います。

そこで、情報の共有という点におきましては、この事業の完成にあかつきには、かなりの部分でも目標が達成できるものと思われます。

現在、美祢市の広報である広報「みね」は、月2回、1日と15日に発行されています。昨年4月号からことし2月号まで精査してみますと、ページ数にして1日分は7月号が一番多くて18ページでしたが、この号は市長の施政方針、平成20年度予算の概要が6ページにわたって掲載されています。

次に、4月、11月、2月が16ページ、8月、9月が14ページ、6月、1月が12ページ、残り3カ月は10ページとなっております。また15日発行分は11月が14ページ、8月、10月が12ページ、5月、7月が10ページ、残り5カ月分が8ページでした。

昨年3月の合併を経まして、表紙にも担当者の気づかいがうかがわれ、旧一市二町の諸行事の様子がバランスよく各号に配されています。内容的にも、まちかどホ

ットライン・お知らせ広場での諸行事の紹介や案内、また病院だより・私の学校、僕の学校を通して、医療、各地域の学校の様子もよくわかります。

これらの情報をページ数をふやし、月2回を1回にすることは不可能ではないと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

経費の面におきまして、20年度予算では、広報作成経費として830万1,000円、その内訳は、印刷製本費698万9,000円、通信運搬費109万9,000円となっておりますが、回数を減らすことにより、少しでも経費削減になると思いますが、いかがでしょうか。

また、市内431区長、特に家の密集している地域は別にして、区長の責任範囲も田舎に行くほど距離的にも広くなり、高齢の区長の負担も大きなものとなっております。ますます高齢化の進む地域の実態をみると、再考する必要性を感じますが、いかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問を終わります。

〔山中佳子君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 山中議員の御質問にお答えをいたします。

秋芳洞の開洞100年記念事業も控えまして、ブランド化できる土産物の開発は急がれると思うが、市はどのように取り組んでいるかについてであります。

御案内のように、ことし秋芳洞は開洞100周年を迎えることになります。この間、秋吉台地域では土産物として大理石の加工商品が販売をされ、地域の地場産業として多くの大理石加工業者を支えてまいりました。しかしながら、大理石加工品は土産物としては重たく、地元産の材料も減少をしたということや、全国各地でも同様な商品が販売をされているということなどによりまして、販売量も減少してきておる現実がございます。

このような状況の中、美祢市を訪れられる観光客をもてなし、旅の思い出に残る土産物や名物料理を創作し、つくり出すように、ということが観光振興を図る上で重要な課題であるということも私も強く認識をしております。

この課題を解決するために、現在ある土産物のブランド化を図るとともに、地域の農産物や林産物を使った新たな名物料理や特産品の開発と、それから、販売促進

を積極的に行うことで地域活性化や観光振興を図りたいというふうに考えております。

新市基本計画の中でも農林産物とのつながりの中から、個性ある地域ブランドとしての特産品の開発を重点プロジェクトとして記載をしておるところでございます。

現在、美祢市内では、多くの土産物の製造が行われております。例えば、秋吉の山焼きだんご、伊佐の饅頭、それから、於福のういろう、さらには美祢市農産物加工センター夢工房の大福餅やかりんとうなどがございますけれども、一部を除き地元の観光地での販売が行われていないというのが実情であります。

従いまして、土産物をブランドとして確立をするためには、生産者を初め、関係者が一体となって、全国に向けた情報発信、それから、販売方法の工夫に取り組むということが重要でございまして、こうした土産物のブランド化を図ることが地域の商店街を活性化をし、観光振興につながってまいるものだと考えております。

そのためには、開洞１００周年のイベント行事の中では農林業と連携をいたし、梨、ごぼう、栗等の特産品販売を計画をしております。また、市内の土産物を一同に集めました「美祢市お土産市場」的なものも開催をいたし、観光客の特産品に対するニーズ、要望、要求等を把握をしたいと考えております。今後のためにですね。

次に、本市におきます現在の特産品開発の状況についてであります。地域における活動の一つ、二つ、御紹介をいたしますと、美東地域では、先ほど議員が壇上でおっしゃいましたけれども、地域ワインの開発にかかわる観光農業の振興等を目的に設立をされましたＮＰＯ法人秋吉台ワイナリーの精力的な活動がございまして、当ＮＰＯ法人の活動は、山口県中山間地域重点プロジェクト推進事業に認定をされているところでございます。

同ＮＰＯ法人は、地域農家との連携によりまして、「おいしい秋吉台をつくる会推進協議会」を組織をされまして、安全・安心な農産物、秋吉台ブランドの確立を図るべく商品開発、生産、販売、ＰＲ等が一体となった活動を展開をされております。

また、同ＮＰＯ法人は、活動の一環といたしまして、地域ワインの生産に先駆け、市と我々と連携をいたしまして、本年２月２８日、東京都目黒区において、東京アンテナショップを開店をいたしました。ここでは秋吉台地域で生産をされました米、美東ごぼうなどの農産物品、そして石釜パンなどを販売、ＰＲするとともに、本市

の観光情報の発信をも行っております。

さらに、同NPO法人は、東京の高級フレンチレストランへの石釜パンや野菜の納入も行うなど、安全・安心な美祢秋吉台ブランドの確立に向けて、今後の活躍も期待をされているところでございます。

一方、秋吉地域では、女性、先ほどから議員がおっしゃいましたが、女性団体連絡協議会とNPO法人秋吉台夢工房が協働いたしまして、料理コンテスト等の開催をされ、本コンテストで優秀なアイデアが発掘されれば、今後本市の特産品として発展、成長していくことも可能であるというふうに思っております。レシピが残っておるということでございます。

今後も各方面の英知を結集いたし、市及び生産者と加工業者、販売業者が連携をいたして、特産品開発ができる仕組みづくりを検討いたし、民と官が一丸となって、市外に発信のできる素晴らしい美祢市の特産品をつくり上げていく体制を構築したいと強く思っております。

2点目の広報「みね」の発行回数を減らす意向はないかというお尋ねであります。

広報紙の発行につきましては、合併前の旧一市二町では、旧美祢市が月に2回、美東町、秋芳町が月に1回、広報紙が発行されておりました。

新市におきましては、身近な情報、タイミングよく住民の皆さんに伝えるために、旧美祢市の例により月に2回、広報紙を発行することで合併協議会においても確認されております。先ほど議員が月1回にまとめてということをお話されましたけども、これは情報ちゅうのは、フレッシュさが必要なんです。生の方でいいです。ということもあります。ちなみに県内のほかの12市でも、先ほどから議員言われますね。当市と同様に月に2回発行しております。

また、広報紙は行政と市民をつなぐ最も大事な情報伝達手段というふうに考えておりまして、二つの市立病院からの健康、医療情報を発信する「病院だより」、それから、各小・中学校の活動を伝える教育通信など紙面の充実にも努めてまいっておるところでございます。

なお、現在市からの情報手段といたしまして、美祢地域では、今も議場をとってもらっておりますけれども、MYT、それから、秋芳地域では有線放送、美東地域では告知放送がありますが、まだ全市的に統一された情報伝達手段は、広報紙以外にないというのが現状でございます。

近い将来、市全体がケーブルテレビに接続されまして、併せて高速インターネット環境との情報通信基盤の整備が完成をいたしましたら、紙媒体による広報かインターネットによる電子広報への移行の可能も探っていきたいというふうに考えております。

しかしながら、この地域はいつもお話するように、御高齢の方が多い地域でございますので、その辺も配慮するものです。それと広報誌などをお配りいただいている区長さんには、大変御面倒、御苦勞をおかけしておるということは、私もよく存じておりますけれども、広報紙のほかに、情報手段、伝達手段が適当であり、また可能と判断されるまで、広報紙のほかのものがもっといいベターであるということが判断されるまでは、現行のとおり、月２回の広報紙を確保してまいりたいというふうに考えております。

壇上よりの答弁は以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○７番（山中佳子君） それでは、再質問させていただきます。

まず、秋芳洞の土産物の開発として市の方で生産者と加工業者、販売業者が連携して開発できる仕組みづくりを検討していただくということでした。これが今までの観光開発のソフト面で一番欠けていた部分ではなかったかと思います。

県においても生改連・ＪＡ・女性部などを対象に、アイデア料理や地産地消と銘打った料理コンテストはよく開催されますが、やりっぱなしの感がぬぐえません。ぜひ商品化から販売までのプロセスが確立されますことを期待して、注視していきたいと思います。

もう１点、土産物の名前、ネーミングがまた大切な要素の一つではないかと思います。ぜひユニークなネーミングも検討していただきたいと思います。

壇上より質問しましたが、美東ワイナリーの助成金についてもう少し詳しく教えていただけませんか。

広報につきましては、統一された情報伝達手段が確立するまでは現行どおり月２回ということでした。答弁をお聞きしまして、３地区３様の情報通信の現状では、月２回でもやむを得ないかとも思いますが、将来的には高齢化に対応した情報伝達をお考えいただきたいと思います。

広報の内容面におきましては、先ほども言いましたが、おおむね満足ではありま

すが、行政からの一方的なお知らせ、報告が大勢を占めています。旧美東、秋芳町では、短歌・俳句も掲載され、一般町民も参加型の広報だったように思います。現在旧美祢市 6 5 団体、美東町 4 1 団体、秋芳町 5 3 団体の文化団体が文化活動の発展とグループ間の連携と親睦を図ることを目的として、美祢市文化団体の設立を目指しています。

短歌・俳句・川柳などの市民の作品が広報に載ることによりまして、文化的意欲も高まり、美祢市の将来像であります自然と調和し、うるおいと活力に満ちた安らぎと交流の郷の実現に一步ずつ近づけるのではないかと思います。

また、作品の掲載に加えて、毎号少しずつでも各文化団体の活動状況なども紹介するコーナーもあれば、お互い刺激になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 山中議員の再質問にお答えいたします。

秋吉台ワイナリーに対する助成金については、具体的な数値とかありますので、担当部署の方から後ほど説明をいたさせます。

それと今の広報の文化団体の、今市内に 1 5 0 団体あると思うんですが、コーナーとか、発信の場があったらいいなということだろうと思います。いいですね。本当にこの地域そういう団体が一生懸命に活動されて、これから連合連帯をされると、旧一市二町の垣根を超えて一つになられて、これからもやっていこうというのはいいですね。私どもも市報の中で、広報の中で、ぜひともその活動をお伝えをさせていただきたいと、また、作品、たくさん団体があるから、全部を一遍にちゅうことはできませんけど、市と団体の方でいろいろ話をさせていただいて、どういうふうな順番で、皆さんで選ばれた優秀な作品とか、発表していったらいいかということをやしましょうよ。またその辺の具体的なことについては、団体の方と担当部署の方で協議をいたさせましょう。ということで。はい。

○議長（秋山哲朗君） 佐々木課長。

○総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 山中議員の御質問にお答えを申し上げます。

事業の額とかという御質問だと思いますけれども、この秋吉台ワイナリー N P O 法人秋吉台ワイナリーの事業は、平成 1 8 年度から 1 9 年度、平成 2 0 年度とこの

3年間の事業でございまして、山口県の中山間地域重点プロジェクト推進事業に乗った補助事業でございます。

補助率は事業者が3分の1、県及び市がそれぞれ3分の1つということでございます。ちなみに事業費は平成18年度は、全部で405万円、そして19年度は、210万円、そして20年度は360万円ということでございますので、市としては120万の補助をいたすことにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 山中議員。

○7番（山中佳子君） ありがとうございます。先日、美祢市総合計画策定に係る市民等意識調査の調査結果をいただきました。これによりますと、市からの情報の入手方法は、広報誌が76.4%で最も多く、次いで、回覧文書が52.5%となっています。市からの情報提供について不足とを感じるものという質問に対して、市政サービスに関する情報が最も多く、次いで高齢者、障害者福祉サービスに関する情報、公共施設などの利用方法に関する情報となっています。生涯学習、文化活動に関する情報、ボランティア、市民活動に関する情報も不足していると感じている人がかなりあります。

これを見ますと、市からの通信網を使った情報伝達の手段がまだ全市に確立されていない現実では、広報の果たす役割というものは大変大きなものがあると思います。ますますの紙面の充実を願ひまして質問を終わります。

.....

○議長（秋山哲朗君） 一般質問を続行いたします。

岩本明央議員。

〔岩本明央君 登壇〕

○8番（岩本明央君） 議席番号8番、無会派の岩本明央です。平成21年3月定例会で一般質問を行います。間違っではいけないので、読みながら質問をさせていただきます。どうぞお許してください。

村田市長を初め、市執行部、職員の皆さんには、合併後、約1年、市発展のための多大な御尽力に対し深く感謝を申し上げます。市長、職員におかれましては、健康には十分御留意されますようお願いしております。

さて、今回の一般質問は、村田市長に、美祢市の議員定数と21年度予算等につ

いてお伺いいたします。

100年に一度といわれる不況、大恐慌に見舞われ、国、地方公共団体、企業、住民を初め、すべてが多大で深刻な影響を受け、大変困惑していることは今さら私が申すまでもありません。

日産自動車のカルロスゴーンさんに言わせると、1、金融危機、2、円高、3、景気後退のトリプル枠により消費が冷え込み、企業の収益が有史以来、最悪になったということです。

今後も景気後退は進み、国、地方公共団体の税収入は激減するといわれています。特に、平成22年度、23年度は大変で、歳入不足は必死だといわれます。そこで、村田市長に22年度以降の世界、日本、山口県、美祢市内の景気動向と美祢市の税収入について見通しと所見をお伺いいたします。

次に、21年度以降、歳入不足は必死だと言われる昨今、村田市長は歳出をどのようにして抑えられるのか、お考えと具体的な方法をお尋ねいたします。

市長も御存知のとおり、山口県は21年度予算で600億円を超える財源不足、県職員給与6ないし2%削減、特別職20ないし10%削減、県議会議員報酬6%カット等が報道されております。さらに、山口県内の市でも議員定数削減の声も聞かれます。また、鹿児島県阿久根市では、議員定数をめぐり、市長と市議会が大もめをしていると報道されています。

そこで、村田市長にお尋ねいたします。平成21年度において、美祢市の特別職、職員等の給与は削減されるのか、また議員報酬はどうされるのか、お尋ねをいたします。

次に、議員定数について、私は議員定数、現在の26は、平成24年4月までは一応続くと思います。もし減る場合として考えられることは、議員がほかの選挙に立候補する場合、議員に不幸があった場合、リコールが成立した場合、議長が議会を解散される場合等々があると思います。

このようにことがない限り、21年度、22年度、23年度と、今後3年間は26の定数が続きます。議員報酬5%削減案も提出されていますが、私は議員報酬と20%カットを提案いたします。

先日、21年度予算書いただきました。早々目を通しました。一般会計全体では、20年度当初費、0.6%減になっています。しかし、1款議会費は1億8,

９４６万円で、７．２％のアップになっています。これは議員在任期間が１１カ月と１年、１２カ月との比較ではわかりますが、１億８，９４６万円のうち、議員人件費等が７６．８％以上を占めており、議員報酬と期末手当で１億２，９７６万円となります。これを２０％削減すると、約２，６００万円が経費節減になり、美祢市の財政健全化に貢献できると思います。

今このように御時勢では、住民の皆様も、公務員も、議員もすべての人々がお互いに痛みを分け合い、厳しい、厳しい難局を乗り越えなければなりません。村田市長はいかがお考えでしょうか。

次に、美祢市議会の議員定数について、村田市長のお考えをお尋ねいたします。

議員定数を条例化する場合の根拠はどのようなものがあるとお考えでしょうか。できれば具体的にお聞かせください。

以上、５つについて、１、景気の動向と市の税収入、２、歳出をどのように抑えるか、３、特別職、職員の給与削減、議員報酬等の削減、４、この難局を乗り越える方法について、５、議員定数の条例化の根拠について、市長の御答弁、御感想をお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。２回目以降の質問は発言席から行います。

〔岩本明央君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 岩本議員の御質問にお答えをいたします。

美祢市の議員定数と２１年度予算等についてであります。御指摘のとおり、現下の経済情勢は世界同時不況の真っ只中にあり、不況のトンネルの出口が見い出せない状況にあるといえます。

こうした状況のもと、平成２１年度当初予算には、市の歳入の根幹をなす市税につきましては、大幅な減収を見込んでおりますが、その中でも財政の健全性の確保に努めつつ、新市基本計画に掲げられた将来像の実現、そして私が掲げます交流拠点都市、観光立市の推進により、市民の皆さんが夢、希望、誇りを持って暮らせる美祢市の実現に向けて、限られた財源を重点的かつ効率的に配分をした新年度予算を編成をいたしております。

市長就任時から予算編成に当たりましては、歳出を抑制するため、人件費、物件

費等の削減につきまして、徹底的に取り組むことといたしまして、大規模事業の財源確保のため、起債が必要となる場合、市の借金ですね。なる場合も、公債費の抑制を念頭において、計画的に事業を実施するなど、新年度予算の編成においても、この基本方針を貫いております。

特に、人件費の削減につきましては、退職者数と採用者数の調整による減員を図り、退職勧奨を実施をいたし、新規採用を抑制をした結果、来年度、ことしの4月1日時点の一般職の職員数は、前年度同日と比較をいたしまして、この1年間で全体では21人の減員、合計で672人となる予定でございます。

また、これには全体の職員ですから、またこのうち病院職員等を除きました普通会計ベースの職員数では、1年間で18人減員の377人となる予定でございます。これによりまして、約1億4,000万円、率にして4.5%の人件費の削減となっております。新市の基本計画では、来年、すなわち平成22年の4月時点、ことしの4月じゃないですね。21年度の4月じゃなしに、その翌年です。22年の4月時点で、国が示す普通会計ベースの人口規模、382人を目標に下さい。国の方からいわれておる。それについて努力をしまいいりました結果、今、申し上げたように、ことしの1月時点で377人ということですから、1年前倒してなおさらにより以上の職員数を削減をいたしました。今後、職員の新陳代謝を進めまして、さらに人件費の削減効果が見込めるというふうに考えております。

また議員が先ほどおっしゃいましたように、山口県や県内の幾つかに市におかれては、一般職の給与カットにより歳出削減を図ろうとされておるところもあるようでございますけれども、本市におきましては、職員数の削減により給与カット以上の人件費の削減効果を生じていると自負しております。

また、職員の給与の適正化を図るということは、もとより重要であると私考えておりまして、すなわち本市の我々美祢市の職員の給料は、現在、現状で既にその支給水準を抑制しております。それによりまして、先ほど申し上げた給与カットをされました県並びに他の市のカット後の給料ベースよりも、さらに現在の美祢市の職員は低いレベルにあるということを御理解を願いたいと思います。

従いまして、今後冒頭で述べました私の政策を着実に推し進めるためにも、職員にしっかり頑張って、その職責を全うしてもらう必要があります。この上の給与カットは給与支給水準並びに職員数を非常に抑制をしておる現状の職員の士気を低下

をきたしかねないことから、最善の策ではないと考えております。

従いまして、本市におきましては、現在のところ、安易に一般職の給与をカットするということは適当ではないというふうに考えており、このことは財政健全化のために、あらゆる努力を今やっておりますけれども、さらにやった後の最後の最終的な手段であると私の認識があります。

なお、議員定数、それから、議員報酬の御質問に関しましては、議員方、みずからの責任において、議会サイドでお考えになるべきものというふうに私は思っておりますので、私の答弁、意見は差し控えさせていただきます。

壇上よりの答弁は以上でございます。

- 議長（秋山哲朗君） 岩本議員、先ほどの給与カット等につきましては、当然会派代表者会議並びに全員協議会等で十分協議をして、昨日提出したものというふうに考えております。

そして議員定数削減につきましては、只今議会運営委員会において、この１２月までに結論を出すようにという支持がしてありますので、この十分今から検討してまいりますので、その御理解の中で再質問していただきたいと思います。岩本議員。

- ８番（岩本明央君） 今、市長から懇切丁寧に御答弁いただきました。特に職員さんの数につきましては、既に５人以上の目標値が達成してあるということでございます。理解いたしました。

２回目の質問について、議員定数について、ちょっとくどいですが、市民の皆様いろいろな聞いてみました。これはとりあえず市民の皆さんの声としてお聞き願いたいと思います。

削減、現行維持と両論ありました。これは一応、市長の方に一応参考として聞いていただきたいと思います。削減すべきとの市民の声として、１、ほかの市町村が減らしているから減らすべきだと、こういうのがありました。それから、２として、民間企業もリストラしているから減らすべきだと、それから、大変きついんですが、仕事しない議員や市民のことを考えない議員が多いから減らすべきだと、本当に強烈な意見でございました。それから、４として、削減の根拠、理由がようわからんと、こういうふうな御意見の方もおられました。

それから、次に、現行維持でよいとの市民の声もありました。１として、市民の参政権にかかわる問題だから減らさなくてもよいと、こういう意見がありました。

2として、削減せんでも別の方法で経費節減をすればよい。これも強烈なんです、例えば、議員報酬を下げればよいとか、議員報酬を生活費に充てるような議員では、よい政治、公平・公正な政治はできないというような大変痛烈な意見もありました。それから、3として、議員は住民の声を代表して要望や意見を行政執行部に言ってほしいので、議員が減ると話を持っていきにくいので、減らさない方がいいと、こういう意見もありました。それから、4として、議員定数が減ると、田舎や山間部出身議員が減るような気がする。そうするとその地域の住民の要望や意見が通らないので、過疎化がどんどん進み、限界集落がますます多くなり、最後には、没落集落になり、集落がなくなるから現行でよい。こういうふうな意見もありました。

今の四つ、四つの市民の声を市長はどのように思われるか、もし御答弁できればお願いします。

○議長（秋山哲朗君） 岩本議員、先ほど市長の答弁にもありましたように、議員の報酬、定数につきましては、議員みずから、議員の責任において議会サイドで考えていただきたいというふうに言われましたもので、これは先ほど言いましたように、議会運営委員会ということで、この1年間をかけてきっちり議論をしてみたいと思います。今、岩本議員が言われた八つの項目、これにつきましても、これ加味しながら、しっかり検討してみたいと思うております。よろしいですか。岩本議員。

○8番（岩本明央君） 議員報酬5%削減案は、常任委員会に付託するちゅうことで、まだ決定はしておりませんが、常任委員会の方で十分議論をしていただきたいと思っておりますので、その辺も踏まえてお願いをしたいと思っております。

以上で、私の考えを申し上げまして一般質問を終わります。

○議長（秋山哲朗君） これにて通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。

午後2時08分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

美祢市議会議長

秋小哲朗

美祢市議会副議長

河村淳

会議録署名議員

山本昌二

"

布施文子